

地域貢献活動について

1 地域づくりへの協力

- (1) 市町村が実施するまちづくりに向けた取組みへの協力
地域づくりへの活動において、場所の提供など、協力をしてまいります。
- (2) 中心市街地活性化に向けた取組みへの協力
協力できるよう検討してまいります。
- (3) 地域イベントやボランティア団体等の活動への参加・協力
参加、協力できるよう努力してまいります。

2 地域産業活性化への協力

- (1) 施設の設置者及びテナントの商工会議所・商工会，商店街振興組合等への加入
加入できるよう検討してまいります。
- (2) 地域及び県内事業者のテナントとしての入居への協力
予定がある場合は、地域及び県内事業者のテナントを優先に、入居促進をお願いしてまいります。
- (3) 県産品の積極的な販売，PRや販売促進への協力
生鮮等で、県内の特産物の販売をします。
- (4) 施設の設置者及びテナントの県内事業者との優先的な取引の促進
地域及び県内事業者のテナントを優先に、取引をお願いしてまいります。
- (5) 地域及び県内の観光振興への協力
茨城県内の営業所の紹介に伴い、茨城県観光振興へのPRを行なうなど、協力体制をとってまいります。
- (6) 店舗建築・増改築時における地元業者や県産材の積極的な活用への協力
随意契約並びに入札制度により、地元業者を指名参加させます。また、使用材料については、茨城県産材を積極的に活用するよう指導してまいります。

3 地域雇用確保への協力

- (1) 地域及び県内からの優先的な雇用への協力
地域スタッフの雇用を、積極的に行います。
- (2) 正社員採用による安定的な雇用への協力
正社員として、採用の推進もしてまいります。
- (3) 障害者，高齢者や母子家庭の母等の雇用，退職女性等の再雇用への協力
売場内での障害者の雇用はしておりません。なお、それ以外の部門で雇用できるようであれば、地域の雇用促進に努めてまいります。
高齢者の雇用については、役割分担において可能であれば積極的に推進します。
母子家庭の母等の雇用、結婚・出産・育児等休職後の再雇用についても努めてまいります。
- (4) インターンシップの受入れへの協力
インターシップ制度を取入れ、就業観や就業意欲の向上に努められる環境づくりにも協力してまいります。

4 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化防止対策の実施
駐車場でのアイドリングストップは日常化とし、無駄なアイドリング禁止を呼びかけ徹底いたします。
- (2) 省エネルギー対策の実施
空調設備等はメンテナンス等を行い、効率的な運転を心がけてまいります。
- (3) リサイクル対策の実施
リサイクルボックスを設置し、再生可能な資源の回収を行ないます。

- (4) 廃棄物発生抑制対策の実施
商品の過剰包装を無くし、発生廃棄物の減量化に努めます。
 - (5) 店舗及び周辺的环境美化対策の実施
店舗内外においてゴミ箱の設置をするなど、環境美化対策に努めます。
- 5 安全・安心なまちづくりの推進
- (1) 災害発生時や地域防災への協力
災害時の避難場所として、駐車場など緊急時には場所の提供をします。また、物資の提供などについても、自社物流を通じ緊急対策時には対応していきます。
 - (2) 防犯・青少年の非行防止対策の実施
夜間の青少年の来店を自粛させ、放送などにより帰宅するよう促していきます。
敷地内では青少年の溜まり場とならないよう、従業員の防犯意識の推進に努めます。また、従業員による定期的な巡回により、警備の強化をしていきます。
- 6 ひとにやさしいまちづくりへの推進
- (1) ユニバーサルデザインの導入
全ての人に使いやすい店舗の構造や設備を整備、設置出来るように働きかけて行きます。
 - (2) 少子高齢化対策の実施
当店の雇用策として育児休業制度については、特に女性の職場復帰が可能な環境を整えております。
なお、今後の課題としてどのような少子高齢化対策への協力ができるか検討していきます。
- 7 撤退時等における配慮
- (1) 撤退時期等についての地域住民や地方公共団体等への早期の情報提供
速やかに情報提供を行ないます。
 - (2) 後継店舗の確保や従業員の再就職先の斡旋
従業員の配置転換、従業員に対する再就職支援などにより、雇用の確保に努めます。
 - (3) 店舗閉鎖に伴う環境悪化を防止するための建物等の管理
閉鎖店舗（建物）については、その後の早期テナント誘致を行うなど、環境及び景観に影響を及ぼさないよう努めます。